

広島県告示第五百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	ひろぎんカードサービス株式会社
所在地	広島県広島市中区紙屋町一丁目三番八号
指定をした日	令和五年三月八日
委託を受けて納付を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容	広島県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）第九条第一項に掲げる手数料 広島県立障害者リハビリテーションセンターにおける補装具及び日常生活用具制作・修理費用並びに主治医意見書料及び意見書作成に係る診察・検査費用
歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで